

九十九里町海の家等適正利用年度計画

1. 計画の目的

九十九里町海の家等適正利用基本計画に基づき、本年度計画を策定し、海の家等の計画的な利用を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3. 海水浴場の開設

(1) 開設場所

- ①作田海水浴場
- ②片貝海水浴場
- ③不動堂海水浴場
- ④真亀海水浴場

(2) 開設期間

- ①片貝海水浴場、不動堂海水浴場

令和5年7月1日から令和5年8月31日まで（62日間）

- ②作田海水浴場、真亀海水浴場

令和5年8月1日から令和5年8月15日まで（15日間）

4. 各種関係法令に基づく許可予定期間

令和5年6月1日から令和5年9月30日まで

5. 海水浴場全域の平面図並びに公益施設及び海の家配置図

別紙のとおり

6. 海の家出店者募集方法

作田　：募集無

片貝　：既存出店者から募集

不動堂：既存出店者から募集

真亀　：募集無

7. 海の家を設置基準

(1) 設置面積

- ① 設置面積は、1軒あたり500㎡以内とする。

※キッチンカーの出店をする場合、キッチンカーの占有面積を含む

- ② 排水施設、電気設備等付帯設備についても全てこの中に納めるものとする。

(2) 設置軒数

作田 : 0軒

片貝 : 5軒

不動堂 : 2軒

真亀 : 0軒

(3) 設置場所

設置場所は、別図に定める。(特定の者が同一の場所にとどまることのないよう毎年抽選とする。)

(4) 設置期間

設置期間は、海水浴場開設期間とその前後(準備及び撤去に要するそれぞれ最大1か月間)に限る。ただし、営業期間は各海水浴場開設期間のみとする。

(5) 建物の構造

千葉県海の家等適正利用要綱に基づく許可要領第4の規定による。

(6) その他

- ① 県及び町の規定する基準・指針等を遵守し、来遊者に不快感をもたらす客引き行為は行わないこと。
- ② 上記に定めのない事項については、海岸法に規定する占有等の許可申請に係る審査基準及び千葉県海岸に関する行政指導指針による。

8. その他

この計画に定めるもののほか、適正な利用に関し必要な事項は、九十九里町海の家等適正利用調整会議において協議のうえ別に定める。